

令和7年度稚内市子どもの未来応援奨学金支給事業募集要項

向学心が豊かであり、優れた能力を有しているにもかかわらず、家庭状況により大学等への修学が困難な方に対して、進学の開き、本市における有為な人材の育成に資することを目的として実施する稚内市子どもの未来応援奨学金支給事業の候補者を募集します。

大学等での修学にあたり、日本学生支援機構が実施している「給付型奨学金」及び「貸与型奨学金」とこの新制度を併用することにより、学生の将来負担を軽減する給付型の奨学金制度で、大学等を卒業後に、日本学生支援機構の貸与型奨学金の返済に充てていただくために給付するものです。

1 応募資格

以下の①～⑤の要件を満たし、A又はBのいずれかに該当する方。

- ①稚内市民のお子さんであり、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程（以下「高校等」という。）を卒業（修了）見込みの方又は卒業後2年以内の方で、大学等（大学、短期大学、高等専門学校（4、5年生）、専修学校（専門課程））に入学を予定している方又は在学している方。

※大学等は高等教育の修学支援新制度において、国等から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（確認大学等）です。申請の際は、在学中の学校が対象となっているか確認願います。（文部科学省ホームページで確認できます）

※現在、確認大学等に在学する学生または生徒であり、高等学校等を卒業した日の属する翌年度の末日から在学する確認大学等に入学した日までの期間が2年以内の方も対象となります場合がありますので問い合わせください。

※市民の子弟の他、里親、児童養護施設で養育されている方で当該里親、施設の長等の推薦がある方も対象となります。

※今回の募集は、令和4年度以降に高校等を卒業され、令和5年度～令和7年度に大学等に入学された方が対象となります。

※高卒認定試験合格者も対象となる場合がありますので問い合わせください。

- ②家庭状況により修学が困難な方。
③学業成績が優秀で性行が善良である方。
④日本学生支援機構の給付奨学金の支給を受ける予定である方若しくは受けている方又は給付奨学金の支給を受けることができない方で家庭状況により修学が困難であると認められる方。
⑤日本学生支援機構の貸与奨学金の貸与を受ける予定である方又は受けている方。

A：未来枠奨学金

学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀であり、将来の活躍が期待できる方

B：ふるさと枠奨学金

大学等を卒業後、2年以内に稚内市に居住し、市が指定する資格等により市内の事業所に正社員として雇用され一定期間以上勤務する見込みの方。ただし、公務員（国家公務員、地方公務員）として採用された方は本事業の対象外となります。

※一定期間以上とは、卒業した大学等の正規の修業年数とします。ただし、正規の修業年数が2年制以下の場合は3年とします。

例) 4年制大学を卒業した場合は、4年間以上継続して市内に居住・就業見込みの方。

2年制の専門学校を卒業した場合は、3年以上継続して市内に居住・就業見込みの方。

※要件②の家庭状況により修学が困難な方の基準：生計維持者の市民税所得割課税額の合計が 77,100 円以下となります。この基準は超えていても、保護者等の持つ課題によって教育が保障されていない等の事情がある場合はご相談ください。

※Bの市が指定する資格等

ふるさと枠奨学金：稚内市が指定する資格等		
保育士	栄養士・管理栄養士	准看護師
幼稚園教諭	薬剤師	作業療法士
社会福祉士	診療放射線技師	理学療法士
介護福祉士	臨床検査技師	言語聴覚士
精神保健福祉士	臨床工学技士	基本情報技術者試験合格者
介護職員初任者研修修了者	看護師	

※上記のほか、大学等において土木、建築その他これらに類するものの専門分野を修め卒業し、当該分野の知識及び技能をもって就業する者であると市長が認める者を含む。

2 募集締切及び提出先

候補者の申請をされる方は、申請書などの必要書類を稚内市教育委員会学校教育課に期限までに提出してください。

候補者の募集締め切り：令和8年3月13日（金）

※次回の募集締め切り（大学等の在学者対象）は、令和8年6月末頃を予定しています。市のホームページでご案内します。

【提出先・問い合わせ先】

〒097-8686 稚内市中央3丁目2番1号 稚内市教育委員会 学校教育課
電話 0162-23-6518（直通）

3 応募書類

- ①稚内市子どもの未来応援奨学金支給候補者認定申請書（様式有）
- ②大学等の合格通知書の写し、又は在学証明書
- ③高校等の卒業、修了証明書、又は卒業証書の写し
- ④高校等の学業成績証明書
- ⑤高校等の校長の推薦書（様式有）
- ⑥日本学生支援機構給付奨学金の採用候補者決定通知の写し
- ⑦日本学生支援機構貸与奨学金の採用候補者決定通知の写し
- ⑧家庭状況調査書（様式有）
- ⑨住民票（申請者及び保護者分）
- ⑩レポート（未来枠奨学金候補者の申請の場合）（参考様式有）

※上記のほかに選考に必要な書類の提出を求める場合があります。

※⑥は給付奨学金の支給を受けることができない方で、家庭状況により修学が困難であると認められる方については提出不要です。

4 候補者の認定

選考委員会において選考後、候補者を認定し、文書により通知します。内容によっては認定されない場合があります。また、認定後、次の事由に該当した場合は、候補者の認定が取消となります。

- ①入学予定の大学等に入学しなかったとき。
- ②大学等を退学したとき。（他の大学等に転学又は編入のため退学する場合はご相談ください。）
- ③候補者が辞退を申し出たとき。
- ④日本学生支援機構の給付奨学金の支給を受けている方が、当該給付の認定を取り消され、支給された給付奨学金の全てを日本学生支援機構に返還したとき。
- ⑤ふるさと枠奨学金の候補者が大学等を卒業した日から2年以内に市内に居住しないとき。
（事情によっては延長が可能な場合がありますのでご相談ください。）
- ⑥ふるさと枠奨学金の候補者が大学等を卒業した日から2年以内に、市の規定する資格等により市内の事業所に正社員として雇用されないとき。
（事情によっては延長が可能な場合がありますのでご相談ください。）
- ⑦偽りその他不正の手段により認定を受けたと認められるとき。

5 対象者の認定、奨学金支給について

- ・未来枠奨学金の支給候補者は、支給候補者決定時に在学予定または在学していた大学等を卒業後にあらためて支給対象者の申請を行います。
- ・ふるさと枠奨学金の支給候補者は、大学等を卒業した日から2年以内に市内に居住・就業し、本市の指定する資格等により市内の企業に正規採用として採用され、1年就業した後にあらためて支給対象者の申請を行います。なお、支給対象者の決定にあたっては、1年就業した後、卒業した大学等の正規の修業年数に応じ、一定年数以上継続して就業する見込みであることを条件とします。
- ・支給対象者の認定の可否を決定後、文書により通知します。なお、認定後、支給対象者としての要件を満たさなくなった場合は、認定が取消となります。

【未来枠奨学金の対象者の要件】

未来枠奨学金の対象者の申請を行う方は、以下の要件を満たしている必要があります。

- ①大学等の在学期間中に給付奨学金の支給を受けていること。（給付奨学金の支給を受けることができない方で家庭状況により修学が困難であると認められた方を含む。）
- ②大学等の在学期間中に貸与奨学金の貸与を受けてその返還を行っていること又は市奨学金の支給を申請する年度以降に貸与奨学金の返還を開始する予定であること。
- ③支給対象者認定申請時において貸与奨学金の返還を開始している場合は、返還を滞納していないこと。
- ④大学等を卒業していること。この場合において、他の大学等に転学又は編入した場合は転学又は編入した大学等を卒業していること。

【ふるさと枠奨学金の支給対象者の要件】

ふるさと枠奨学金の対象者の申請を行う方は、以下の要件を満たしている必要があります。

- ①大学等を卒業した日から2年以内に稚内市に居住及び就業し、かつ、居住を継続しながら稚内市が指定する資格等により市内の事業所に正社員として通算して1年就業していること。
(候補者が国家公務員又は地方公務員となる場合は対象外となります。)
- ②①の条件を満たしたときから起算して、卒業した大学等の正規の修業年数に応じ次の表の期間の欄の年数以上継続して就業する見込みであること。ただし、他の大学等に転学又は編入している場合は、転学又は編入した前後の大学等の修学期間を合計した期間を正規の修業年数とし、6年以上の場合は6年とする。

卒業した大学等の正規の修業年数	期間
6年	5年
5年	4年
4年	3年
1年～3年	2年

6 支給までのながれ

【未来枠奨学金の場合】

- ①高校等在学中：日本学生支援機構奨学金予約採用（大学等への進学後の在学採用も可）
- ②大学等合格：支給候補者の申請
- ③支給候補者の決定
- ④大学等入学：支給候補者として決定した方は毎年、学業成績等を市に報告。
- ⑤大学等卒業：条件を満たした方は支給対象者の申請を行う。
- ⑥支給対象者に決定後、支給申請を行う。市から日本学生支援機構に繰上げ返済分として直接支払する。

【ふるさと枠奨学金の場合】

- ①高校等在学中：日本学生支援機構奨学金予約採用（大学等への進学後の在学採用も可）
- ②支給候補者の申請
- ③支給候補者の決定
- ④大学等合格、入学：支給候補者として決定した方は毎年、学業成績等を市に報告。
- ⑤大学等卒業
- ⑥2年以内に本市に居住・就職：市が指定する資格等により就職
- ⑦就職して1年経過後：一定期間勤務することを条件に、支給対象者の申請を行う。
- ⑧支給対象者の決定。
- ⑨支給対象者に決定した次年度：支給申請を行う。
(前年度末までの在職を確認し、本人に対し、1年度分ごと支払する。)

7 支給額

下記の月額×正規の修学月数（最大 72 月）が支給の上限額となります。ただし、日本学生支援機構の貸与奨学金の月額が本市支給額に満たない場合は、貸与奨学金の月額が支給月額となります。（大学等の在学中に支給される制度ではありません。また、学業成績が基準を満たさない場合は、支給月数が短くなる場合があります。）

区分			月額
大学	地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学	自宅通学のとき	9,000円
		自宅外通学のとき	22,000円
	私立の大学	自宅通学のとき	12,000円
		自宅外通学のとき	25,000円
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）	自宅通学のとき	5,000円
		自宅外通学のとき	11,000円
	私立の高等専門学校	自宅通学のとき	8,000円
		自宅外通学のとき	14,000円
専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が設置する専修学校	自宅通学のとき	9,000円
		自宅外通学のとき	22,000円
	私立の専修学校	自宅通学のとき	12,000円
		自宅外通学のとき	25,000円

※東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県内の大学等に自宅外通学する場合は、自宅外通学の月額を2倍した額が月額となります。

【生活保護世帯で自宅から通学する場合、児童養護施設等から通学する場合】

区分			月額
大学	地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学		11,000円
	私立の大学		14,000円
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）		8,000円
	私立の高等専門学校		11,000円
専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が設置する専修学校		11,000円
	私立の専修学校		14,000円

8 支給の休止、中止

下記に該当する場合は、奨学金の支給を休止、延期、中止する場合があります。

【支給の休止】

ふるさと枠奨学金の支給対象者が休職したとき

【支給の中止】

未来枠奨学金の支給対象者が次のいずれかに該当するとき

- 1 市奨学金の辞退を申し出たとき。
- 2 支給対象者の決定が取り消されたとき。

ふるさと枠奨学金の支給対象者が次のいずれかに該当するとき

- 1 市奨学金の辞退を申し出たとき。
- 2 支給対象者の決定が取り消されたとき。
- 3 市外に転出したとき。
- 4 退職したとき（退職後引き続いて市が指定する資格等により市内の事業所に正社員として就業した場合を除く。）
- 5 傷病等のため、就業を続ける見込みがないとき。
- 6 1から5のほか、市長がふるさと枠奨学金の支給の必要がないと認めるとき。

9 支給候補者・支給対象者の義務

支給候補者、支給対象者の方には以下のような義務があります。

【支給候補者の義務】

- 大学等の正規の修業期間中は毎年度、学業成績証明書を提出する必要があります。
(給付奨学金を支給されている支給候補者にあつては、当該給付を受けていることを証するものの提出をもって代えることができます。)
- 以下の場合、直ちに申請し承認を受けていただく必要があります。
 - 1 在学期間を延長しようとするとき。
 - 2 求職・離職期間を延長するとき。
- 以下の場合、届出が必要です。
 - 1 休学、復学、編入、転学又は退学をしようとするとき。
 - 2 給付奨学金及び貸与奨学金の内容に変更が生じたとき。
 - 3 訓告、停学又は退学の処分を受けたとき。
 - 4 支給候補者の氏名、住所等に異動が生じたとき。
 - 5 家庭状況、生計維持者に変更が生じたとき。
 - 6 就業したとき。

【支給対象者の義務】

- ふるさと枠奨学金の支給対象者は、毎年度末の在職状況を届出する必要があります。
- 以下の場合、届出が必要です。
 - 1 休職、復職、転職又は退職をしようとするとき。
 - 2 支給対象者の身分、氏名、住所その他就業継続上の重要事項に異動が生じたとき。

別記第2号様式（第5条関係）

年 月 日

稚内市長 様

申請者 住所
氏名

保護者 住所
氏名

稚内市子どもの未来応援奨学金支給候補者認定申請書

稚内市子どもの未来応援奨学金支給条例第5条に基づき、次のとおり申請します。

申請者	高等学校等 名称	卒業・卒業予定 修了・修了予定		
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	(西暦)	年	月 日
	住所	〒		
	電話番号			
	メールアドレス			
保護者	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号	自宅		携帯
進学予定大学 等又は在学大 学等	名称			
	所在地			
	卒業予定年月	(西暦)	年	月
予定若しくは 決定している 奨学金等	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構学資支給金（給付奨学金）			
	区分	第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ	自宅通学 ・ 自宅外通学	
	貸与月額	円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
	貸与予定期間	(西暦)	年 月	～ 年 月まで
	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構第二種学資貸与金（第二種貸与奨学金）			
	貸与月額	円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
	貸与予定期間	(西暦)	年 月	～ 年 月まで

選択枠	未来枠 ・ ふるさと枠
未来枠で申請する方のみ	本奨学金を希望する理由
ふるさと枠で申請する方のみ	取得予定の資格等
	本奨学金を希望する理由

別記第4号様式（第5条関係）

家庭状況調査書

世帯（生計を一にする家族）の状況				
申請者から みた続柄	氏名	生年月日	勤務先又は 在学学校名及び学年	同居 の別 別居
生計維持者の年度中の所得				
申請者から みた続柄	氏名	収入又は所得金額		備考
		所得の種類	年額	
特記事項	生活保護受給の有無	有 ・ 無		
	母子父子世帯	該当 ・ 非該当		
	児童扶養手当受給の有無	有 ・ 無		
	児童養護施設等への入所有無	有 ・ 無		
	里親等の養護の有無	有 ・ 無		
同意事項				
<p>稚内市子どもの未来応援奨学金に関連する事務において、稚内市が必要に応じて私及び私の生計維持者の市税等の納付状況の確認並びに所得状況の調査が必要な場合は、関係公簿を閲覧することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">署名欄 申請者</p> <p style="text-align: center;">生計維持者</p> <p style="text-align: center;">生計維持者</p>				

備考 同意されない方、稚内市以外に居住している方は、所得証明書を添付してください。

別記第3号様式（第5条関係）

稚内市子どもの未来応援奨学金支給候補者推薦書

氏 名		学校名（課程）	学 年
			第 学年
学業に関する こと	評定平均	全履修科目における評定平均値又はG P A（5段階評価）	
	出席状況		
	所見		
人物に関する 所見（行動及び 性格等）			
特別活動、 部活動に関する 所見			
総合的所見			

上記の者を稚内市子どもの未来応援奨学金支給候補者として推薦します。

年 月 日

稚内市長 様

学校長・学長

印

別記第1号様式（第4条関係）

施設長等推薦書

氏名	学校名（課程）	学年
		第 学年
人物に関する所見（行動及び性格等）		
修学への意欲		
総合的所見		

上記の者を稚内市子どもの未来応援奨学金支給候補者として推薦します。

年 月 日

稚内市長 様

推薦者 住 所

施設等名（里親の場合は記入不要）

代表者名又は里親氏名

電話番号

